

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金について

食費等の物価高騰に直面し家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

●支給対象者 「ひとり親世帯」 および「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯」

世帯区分	支給要件	申請手続き
ひとり親世帯	①令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方	不要
	②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）	必要
	③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、令和5年1月以降に食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童手当を受給しているものと同水準となっている方	必要
低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯	④令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給をつがる市から受けた方	不要
	⑤上記①以外の方で、平成17年4月2日（障害児は平成15年）から令和6年2月29日までの間に出生した児童の養育者であって、令和5年1月以降に食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる方	必要

●支給額 児童1人当たり一律5万円を給付します。

※本給付金は、世帯区分または他市町村で既に受給している場合は、重複しての受給はできません。

●申請不要 支給対象者の「ひとり親世帯」および「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯」の①④の方には、既に令和5年5月31日(水)に児童扶養手当または令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）等の受給口座へ振り込みしています。

●申請支給 支給対象者の「ひとり親世帯」の②③および「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯」の⑤の方は、本給付金を受ける場合は申請が必要です。（申請に必要な書類は、子育て健康課窓口または市ホームページで取得・確認できます）

●申請期限および提出先 令和6年2月29日(木)までに、子育て健康課の窓口へ直接持参または郵送で提出ください。

【問い合わせ先】子育て健康課 42-2111 内線304、309

農地パトロールを実施します



農業委員会では、農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り生かす運動を展開しています。

＜調査月間＞

農地パトロールは、毎年7月から10月までを調査月間として実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 電話23-3622

市税等の納付
は納期内に
お願いします

6月

「市・県民税1期」「住宅使用料」「公共下水道使用料」「農業集落排水施設使用料」の納期限となっています。

口座振替日は6月30日(金)です。

口座振替で納付している方は、口座残高の確認をお願いします。

【問い合わせ先】収納課 電話42-2111（内線229）

こんにちは！ 地域おこし協力隊です

市に移住し、ヨソモノ・ワカモノの斬新な視点で地域おこしに取り組む隊員たちが、市の魅力や日々の活動などを報告します。

移住担当 宮田 真梨子

移住して1年が経ちました。あつという間の12カ月です。

昨年は首都圏の移住フェアへの参加や、移住体験ツアー企画、関係人口創出に取り組みました。移住フェアでは計60人、ツアーや関係人口では計28人の方に新しくつがる市を知ってもらいました。数が全てではありませんが、振り返ればたくさんの人に会わせてもった1年でした。

今年は昨年関わった方などに向けて、つがる市の近況を伝えるメルマガを発信しています。メール内では市の農作物を紹介していて、作り手の顔が分かるような文章を心がけています。実家からの便りで望郷の念にかられるように、つがる市で出会ったものを思い出してくれたいと思っています。

さて、プライベートな話になります。が、移住してから私の友だちがたくさん青森に来てくれました。数えてみたら21人。往復新幹線代3万円以上と考えると、「ちよつとそこまで」のテンションでは来られないですね。有難い限りです。

その中で特に印象に残ったのは、大
学時代の友人Aちゃんの話です。Aちゃん
が来たのは8月上旬、一回目の大雨が降った後のことでした。つがる市から深浦まで向かう途中、雨の影響か



Aちゃん(右)との1枚。
つがるちゃんがお気に入り

何力所かで道路工事をしていました。工事現場では交通誘導の方がいて、誘導をする際、私たちにとても丁寧なお辞儀をしたのです。そしてその表情は明るくさわやか。Aちゃんはその様子を見て感動していました。「こんなに優しく素晴らしい誘導の方がいらつやるなんて！」と。

この経験から、人には何が刺さるか分からないものだ、と思うとともに、青森を紹介するのに緊張する必要はないのかもしれない、と感じました。

確かに私が初めて青森に来た時に感動したことは、定食屋に入ったとき店主が座敷でミズの皮を剥いていたことでした。そんなことある！？と面白く、こういう緩さが良いな、と思ったのです。

古いからこそ新しいのだ、なんでもないことが大切なことだ、と気づかせてくれるこの場所で、今年も面白く過ごして発信していきたいと思っています。

情報公開制度の運用状況

市では、公正で開かれた市政の推進のため、請求に応じて市が保有している情報を公開する「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年1回以上公表することと定めています。

この規定に基づき、下表のとおり令和4年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
市長	25	21	3	0	1	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0
合 計	26	22	3	0	1	0

※「部分公開」とは、情報の一部を伏せて開示することをいいます。令和4年度における部分公開（3件）は、開示文書（調査票）の中に開示不要な個人情報が含まれていたため、これを伏せて開示したものです。

※同じ内容の開示請求に対して、異なる実施機関がそれぞれ保有する情報を開示した場合は、それぞれを1件として計上しています。

※表中に記載されている機関以外の実施機関である消防長、農業委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員および固定資産評価審査委員会においては、開示請求がありませんでした。

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線348）